

和泉市立槇尾山レクリエーションセンタ
ー・槇尾山森林浴コース
指定管理者募集
【資料編】

令和7年8月
和泉市教育委員会

目次

資料 1（個人情報取扱特記事項）	1
資料 2（経費見積注意事項）	3
資料 3（指定管理者自主事業実施基準）	5
資料 4（和泉市青少年の家条例）	6
資料 5（和泉市立青少年の家条例施行規則）	10
資料 6（和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例）	20
資料 7（和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例施行規則）	25
資料 8（和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例）	31
資料 9（和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例施行規則）	33
資料 10（和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース収支状況）	40
資料 11（和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース月別利用者数）	41
資料 12（槇尾山森林浴コースに係る使用電力量・電気料金）	43
資料 13（和泉市行政財産使用料徴収条例）	45
資料 14（和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則）	47
資料 15（和泉市行政財産使用料徴収条例の施行に関する和泉市教育委員会規則）	60

備考

以下の資料については、和泉市立槇尾山レクリエーションセンターのリニューアルオープン後に適用される規定となります。

- ・資料 6 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例
- ・資料 7 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例施行規則
- ・資料 9 和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例施行規則内様式第 3 号

資料1（個人情報取扱特記事項）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 指定管理者に指定されたもの（以下「指定管理者」という。）は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、指定管理に関する協定（以下「協定」という。）による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 指定管理者は、協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならない。協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 指定管理者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（保有の制限等）

第3条 指定管理者は、協定による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 指定管理者は、協定による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

（適正管理）

第4条 指定管理者は、協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5条 指定管理者は、和泉市（以下「市」という。）の指示又は承認があるときを除き、協定による業務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6条 指定管理者は、市の承認があるときを除き、協定による業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7条 指定管理者は、市の承認があるときを除き、協定による個人情報を取り扱う業務を第三

者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8条 指定管理者は、協定による業務を処理するために市から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9条 指定管理者は、協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10条 市は、指定管理者が協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11条 市は、指定管理者が協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、指定管理者に対して必要な指示を行うことができる。

(協定解除及び損害賠償)

第12条 市は、指定管理者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

資料 2（経費見積注意事項）

経費見積注意事項

当該施設の収支計画書を作成し、指定管理料の見積金額を積算するにあたっては、以下の点に留意してください。

1 支出計画について

（1）人件費

- ① 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター・槇尾山森林浴コース管理運営業務仕様書（以下、「仕様書」という）で示す職員配置基準に留意して人員配置計画を作成し、これに基づく人件費を積算すること。
- ② 人件費の積算は「正規職員」「非正規職員」の区分に分けて計上すること。なお、人材派遣によりスタッフを確保する場合は、人件費とは別に項目を追加し、計上すること。ただし、シルバー人材を活用する場合は、委託費として計上すること。
- ③ 福利厚生費及び旅費交通費は、上記人件費と分けて計上すること。
- ④ 本社職員に係る人件費など、本社経費は、一般管理費に計上すること。

（2）光熱水費・燃料費

- ① 当該施設の令和 8 年度分の光熱費・燃料費の積算については、指定管理者が調達できる単価（調達単価）によって積算すること。なお、物価変動等の経費の増減は、仕様書 2 4 指定管理者と市の責任分担のとおり、指定管理者がその責を負うものとする。
- ① 当該施設の令和 9 年度から令和 1 2 年度の光熱費・燃料費の積算については、年額 8 2 0 万円（和泉市指定額）を計上すること。当該施設は、大規模なリニューアルに伴い、これまでの実績から新施設の光熱費・燃料費を積算することが困難であるため、請求書や領収書を確認のうえ、精算を行うものとする。このことから、当該光熱費・燃料費に剰余金が発生した場合には、和泉市に返還するものとし、不足金が発生した場合には、その取扱いについて市と指定管理者で協議するものとする。ただし、節電等により経費の縮減に取り組むとともに、本仕様書に定める事業、提案書に記載されている事業、及び市が認めた自主事業以外には利用しないこと。

（3）修繕料

- ① 当該施設の修繕料の積算については、下記に示す和泉市指定額を計上すること。
指定管理料に含めるべき修繕料（和泉市指定額） 5 0 0 万円
- ② 指定管理者は、管理運営業務仕様書に規定するとおり、原則として、上記 5 0 0 万円のうち 1 件 5 0 万円以下の日常的小規模修繕を実施するものとする。なお、当該修繕料に剰余金が発生した場合には、和泉市に返還するものとする。
- ③ 指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を修繕するときは、上記修繕料にかかわらず指定管理者の責任と費用負担で実施すること。
- ④ 指定管理者が行った修繕により当該施設の資産価値が上昇した場合についても、当該所有権は和泉市に帰属するものとする。

（4）その他の経費

- ① 消耗品費、役務費その他の経費については、仕様書に示す業務内容に十分留意し、必

要経費を積算すること。

- ② 自主事業に関する経費は指定管理者の負担となるので、当該支出計画には計上しないこと。

2 収入計画について

(1) 利用料金収入

施設の利用に係る利用料金収入は、指定管理者の収入とするが、指定管理者が施設の利用率等の予測により積算した利用料金収入より実際の利用料金収入が減少した場合であっても、市は補填しないものとする。

(2) 自主事業収入

- ① 指定管理者が、自らの提案により実施する各種自主事業収入は指定管理者の収入となるので、収入計画には計上しないこと。
- ② 自主事業の実施については指定管理料の低減に繋がるよう計画すること。
- ③ 自主事業の提案については、資料3（指定管理者自主事業実施基準）の規定に留意すること。

(3) その他収入

指定管理者が自主事業の実施を企画し、事業実施の結果として剰余金（利益）を見込んでいる場合においては、「自主事業剰余金」に計上すること。なお、その他新たに収入が生じた場合は、市と協議するものとする。

3 指定管理料の積算

指定管理料の見積金額は、以下の手順により算出すること。

項目	金額	備考
支出総合計 ①		自主事業経費を含まない
利用料金収入 ②		
その他収入 ②		自主事業剰余金、自己財源等
指定管理料見積金額 ③		①－（②＋③）

和泉市が支払う指定管理料は、和泉市が仕様書を変更する場合又はリスク分担表に該当する事態が発生した場合を除き、指定期間中は固定金額（指定管理料の変更はしない）とする。

※計画の見込み違いにより経費が増加した場合や利用料金収入が計画を下回った場合などにおいて、当初提示された指定管理料を増額してこれを補填することは行わないので留意すること。

※指定管理料は会計年度ごとに支払うものとし、時期や金額、支払い方法は、協定書により定めるものとする。

※和泉市立青少年の家（令和9年4月1日から和泉市立榎尾山レクリエーションセンター）において、令和8年1月から令和9年3月までリニューアル工事及びリニューアルオープン準備を予定しており、工事期間及びオープン準備期間中は青少年の家を休館します。

そのため、令和8年4月1日から令和9年3月末日までの業務は、森林浴コースの管理運営及び和泉市立青少年の家（令和9年4月1日からは、和泉市立榎尾山レクリエーションセンター）への問い合わせ対応、リニューアルに係るオープン準備及び備品整理等を行うものとなりますので、指定管理料の積算の際は注意してください。

資料3（指定管理者自主事業実施基準）

指定管理者自主事業実施基準

（目的）

第1条 この基準は、指定管理者が管理する施設を活用して行う自主事業について、市が承認する基準その他の取扱いについて定めるものである。

（定義）

第2条 この基準における自主事業とは、市が定める仕様書に指定管理者が行うべきものとしての具体的定めがなく、また指定管理料で当該経費を支出していないもので、指定管理者が自らの企画により行う事業をいう。

（事前協議）

第3条 指定管理者が自主事業を行うにあたっては、その事業内容、収支計画及び参加料等を明らかにした上で、事前に教育委員会の承認を得なければならない。

（承認基準）

第4条 指定管理者が行う自主事業は、その事業の性質に応じて、下表の基準により承認するものとする。

区分	承認基準
一般利用に供する諸室を活用して自主事業を行う場合	次のすべての項目に適合することを条件に、自主事業の実施を承認するものとする。 ① 事業日程が一般利用者の施設利用を著しく阻害しない範囲であること ② 事業規模が施設許容量に照らして適当であること ③ 対象者の設定に公平性が認められること ④ 民間事業に多大な影響を及ぼす（圧迫する）懸念がないこと ⑤ 事業実施に関する安全性及び補償体制が担保されていること ⑥ 事業内容が公序良俗に反しないものであること ⑦ その他一般利用者の視点で疑義が生じない内容であること
一般利用に供する諸室以外の部分で自主事業を行う場合	この場合は行政財産目的外使用にあたり、個別に判断するものとする。なお、許可する場合においても、行政財産使用料徴収条例の規定により使用料を徴収するものであること。

（実施報告）

第5条 指定管理者が自主事業を実施した場合は、参加者の状況、事業成果及び経理状況等を市に報告しなければならない。

（委任）

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市が定めるものとする。

資料4（和泉市青少年の家条例）

和泉市青少年の家条例（昭和36年7月19日和泉市条例第16号）

（設置）

第1条 本市は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の趣旨に基づき、社会教育、特に、青少年の集団生活指導並びに情操教育の向上に資するため、次の施設を設置する。

名称 和泉市立青少年の家

位置 和泉市槇尾山町1番地の21

（事業）

第2条 和泉市立青少年の家（以下「青少年の家」という。）は、前条の設置目的を達成するため、主として次の事業を行う。

（1） 社会教育に関する講習会、講演会、研究会、青少年の集団宿泊訓練

（2） 教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認める事業

（利用の許可）

第3条 青少年の家を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 委員会は、前項の規定により青少年の家の利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

（利用許可の制限）

第4条 青少年の家を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

（1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（2） 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

（3） その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利用するおそれがあると認められるとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第5条 委員会は、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

（1） 前条各号のいずれかに該当するとき。

（2） 緊急やむを得ない事情により市がこれを利用するとき。

（3） 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

（4） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 委員会は、前項の規定によって利用者に損害が生じて、その責任を負わない。

（立入りの制限等）

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、青少年の家への立入

りを拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者
- (3) 暴力団を利するおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者
(権利譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、青少年の家の利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は利用許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(使用料)

第8条 利用者は、第3条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、別表に定める使用料を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公用に供し、又は公益を目的とするもので特別の理由があると認めたときは、その使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 利用者の責に帰することができない事由により利用しなかったとき。
- (2) 利用期日前3日までに利用の取消しを申し出て委員会が承認したとき。
- (3) 第5条第1項第2号の規定により利用しなかったとき。

(特別の設備等)

第11条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(利用者の義務)

第12条 利用者は、常に善良な管理者としての注意をもって、青少年の家の管理運営に協力しなければならない。

- 2 利用者が故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 青少年の家の管理は、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 委員会は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 3 指定管理者に青少年の家の管理を行わせない場合は、委員会が管理する。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 建物、設備、器具等の維持管理
- (2) 各種講習会及び青少年の集団宿泊訓練に関する業務
- (3) 利用申請書の受理及び許可書の交付
- (4) 使用料の徴収

(5) 青少年の家の利用を促進するために必要な業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の管理運営のために委員会が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項第1号、第2号、第5号及び第6号の業務に限り、委員会と協議の上、その一部又は全部を第三者に委託することができる。

(指定管理者による管理の基準)

第15条 指定管理者を指定した場合は、指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他の関係する法令等に基づき青少年の家を管理しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年条例第29号）抄

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年条例第9号）

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

2 改正後の和泉市立市民会館条例、和泉市立青年の家条例、和泉市立市民体育館条例、和泉市民球場条例、和泉市民プール条例及び和泉市立テニスコート条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年条例第3号）

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

2 改正後の和泉市立青年の家条例及び和泉市民プール条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第9号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中野外活動施設使用料に係る部分は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成5年条例第25号）

この条例は、平成5年10月24日から施行する。

附 則（平成6年条例第8号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第30号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第34号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の和泉市立青少年の家条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

1 青少年の家基本料金

区分	宿泊（午後3時～翌日午前9時）	昼間（午前9時～午後5時）
少年	400円	200円
青年	800円	400円
一般	1,000円	500円

備考

- 1 少年とは、4歳以上中学生以下の者をいい、4歳未満の者の利用は、無料とする。
- 2 青年とは、満25歳未満の者で少年以外のものをいう。
- 3 一般とは、満25歳以上の者をいう。
- 4 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人以外の者が利用する場合の使用料は、基本料金の2倍の額とする。

2 野外活動施設基本料金

区分	テント施設（午後3時～翌日午前9時）	野外炊飯施設（午前9時～午後5時）
少年	200円	100円
青年・一般	400円	200円

備考 別表1 青少年の家基本料金の表備考の規定は、この表の適用について準用する。

資料 5（和泉市立青少年の家条例施行規則）

和泉市立青少年の家条例施行規則（昭和 36 年 9 月 11 日教委規則第 21 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、和泉市立青少年の家条例（昭和 36 年和泉市条例第 16 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の規定により和泉市立青少年の家（以下「青少年の家」という。）の利用許可を受けようとする者は、利用許可申請書（様式第 1 号）を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、利用日の属する月の 12 月前の 1 日から利用日の当日までに行わなければならない。ただし、委員会が青少年の家の運営に支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 夏季期間（7 月～8 月）の利用許可の申請については、別に定める。

（許可書の交付）

第 3 条 委員会は、青少年の家の利用を許可したときは、利用許可書（様式第 2 号）を交付する。

（利用の取消し等）

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた事項の取消し又は変更をしようとする者は、利用取消（変更）許可申請書（様式第 3 号）を直ちに委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による取消し又は変更を許可したときは、利用取消（変更）許可書（様式第 4 号）を交付する。

（使用料の減免）

第 5 条 条例第 9 条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる理由は、次のとおりとする。

（1）天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき 全額

（2）和歌山県伊都郡かつらぎ町に住所を有する者が使用するとき 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体（以下「市民等」という。）以外の者が利用する場合と市民等が利用する場合の使用料の差額

（3）前 2 号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委員会が必要と認めた額

2 前項に規定する減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。ただし、第 2 号に該当する者は、使用の際、住所を確認できるものを提示することによりこれに代えることができる。

（使用料の還付）

第 6 条 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（特別設備の承認）

第 7 条 利用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、その内

容を示す書面を委員会に提出しなければならない。

(休館日)

第8条 青少年の家の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎週水曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、委員会の承認を得て休館日を変更することができる。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、利用の期間中、火災、盗難その他の事故の防止に努めなければならない。

2 利用者は、利用に際して利用責任者を定めなければならない。

3 利用責任者は、利用の期間中在室し、その秩序の維持及び施設、設備等の適正な管理に関する一切の責任を負わなければならない。

(原状回復)

第10条 利用者は、その利用が終了したとき又は条例第5条第1項の規定による利用許可の取消し等を受けたときは、直ちに施設、設備等を原状に復さなければならない。

(入館者の遵守事項)

第11条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 施設、設備等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失しないこと。

(2) 許可を受けていない施設、設備等を使用しないこと。

(3) 許可を受けずに物品の販売、宣伝その他営利活動をしないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(5) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(6) 青少年の家の運営上支障を来すような行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従うこと。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、青少年の家の管理運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和36年8月10日から適用する。

附 則 (昭和39年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年教委規則第4号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年教委規則第2号)

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

2 改正後の和泉市立青少年の家条例施行規則第2条第1項本文の規定は、施行日から4月10日までの使用に係る申込みについては適用しない。

附 則 (平成2年教委規則第6号) 抄

1 この規則は、公布の日から施行し、平成3年1月1日より適用する。

附 則（平成 12 年教委規則第 7 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年教委規則第 14 号）

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の和泉市立青少年の家条例施行規則の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以降の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年教委規則第 4 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年教委規則第 23 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年教委規則第 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により提出された申請書は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による申請書については、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 2 年教委規則第 6 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

和泉市立青少年の家利用許可申請書

和泉市教育委員会あて

利 用 者	受付番号	第 号
	申 請 日	年 月 日
	住 所	
	団 体 名	
	代表者名	
	生年月日	年 月 日生
	連 絡 先	

次のとおり、和泉市立青少年の家の利用許可を申請します。

本利用許可申請は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるものではありません。

… はい ☐ いいえ ☐

1 利用日時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで							
2 利用目的								
3 利用設備								
4 利用人員	青少年の家				野外活動施設			
		男	女	合 計		男	女	合 計
	少年 15歳 以下				少年 15歳 以下			
	青年 24歳 以下				青年 24歳 以下			
	一般 25歳 以上				一般 25歳 以上			
	計				計			
備 考								係 員

様式第2号(第3条関係)

(表)

和泉市立青少年の家利用許可書

利 用 者	受付番号	第 号
	申 請 日	年 月 日
	住 所	
	団 体 名	
	代表者名	
	生年月日	年 月 日生
	連 絡 先	

年 月 日

次のとおり、和泉市立青少年の家の利用を許可します。

和泉市教育委員会

1 利用日時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで							
2 利用目的								
3 利用設備								
4 利用人員	青少年の家				野外活動施設			
		男	女	合 計		男	女	合 計
	少年 15歳 以下				少年 15歳 以下			
	青年 24歳 以下				青年 24歳 以下			
	一般 25歳 以上				一般 25歳 以上			
	計				計			

※ 利用者の都合により、利用の取消し又は変更される場合は和泉市立青少年の家へ問い合わせ後、手続してください。

なお、取消しによる還付額は、次のとおりです。

還付できる事由	還付できる額
緊急やむを得ない事情により市が利用するとき。	全額
天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき。	

※ この許可書は、当日施設を利用する前に必ず受付に提示してください。

※ 虚偽の申請等があった場合は、利用許可を取り消すことがありますのでご了承ください。

※ その他許可条件及び注意事項は、裏面をお読みください。

(裏)

注 意 事 項

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は停止させることがある。
 - (1) 和泉市立青少年の家条例に違反し、又は教育委員会の指示に従わないとき。
 - (2) 公安又は風俗を害すると認められるとき。
 - (3) 緊急やむを得ない事情により市がこれを利用するとき。
 - (4) 利用権を他人に譲渡したとき。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
 - (6) その他教育委員会が必要と認めたとき。
- 2 利用者は、和泉市立青少年の家の施設を転貸してはならない。
- 3 利用者は、下記の事項を守らなければならない。
 - (1) 収容する人員が利用する施設の定員を超えないこと。
 - (2) 物品の販売、宣伝その他営利活動をしないこと。
 - (3) 許可を受けた設備以外のものを利用しないこと。
 - (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - (6) 館内を不潔にしないこと。
 - (7) 和泉市立青少年の家の運営上支障を来すような行為をしないこと。
 - (8) 利用者は、利用の期間中、火災、盗難その他の事故の防止に努めなければならない。
 - (9) 利用責任者は、利用の期間中在室し、その秩序維持及び施設、設備の保守に関する一切の責任を負うこと。
 - (10) 他人の迷惑となる物品を携帯し、又は動植物を持ち込もうとしないこと。
 - (11) その他関係職員の指示に従うこと。
- 4 利用時間には、実際に利用する時間のほか、その準備及び回復に要する時間を含むものとする。

利用の手引き

1. 利用開始時について
ご利用される当日に和泉市立青少年の家事務室に立寄り、この利用許可書をご提示ください。
職員が確認した後に貸室の鍵をお渡しします。
2. 利用終了時について
貸室の原状回復を行った後に和泉市立青少年の家事務室にご連絡ください。職員が立会い点検を行います。
3. その他
 - (1) 利用時間内に出されたゴミはすべてお持ち帰りください。
 - (2) 掲示板・館内放送等がご利用になれます。詳しくは和泉市立青少年の家事務室にお問い合わせください。
 - (3) 物品の貸出しについては、事務室にてご確認ください。

お問い合わせ
和泉市立青少年の家
和泉市槇尾山町1番地の21
電話 0725—92—0422

様式第3号(第4条関係)

和泉市立青少年の家利用取消(変更)許可申請書

和泉市教育委員会あて

利 用 者	受付番号	第 号
	申 請 日	年 月 日
	住 所	
	団 体 名	
	代表者名	
	生年月日	年 月 日生
	連 絡 先	

次のとおり利用の取消(変更)を申請します。

1 利用日時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで							
2 利用目的								
3 利用設備								
4 利用人員	青少年の家				野外活動施設			
		男	女	合 計		男	女	合 計
	少年 15歳 以下				少年 15歳 以下			
	青年 24歳 以下				青年 24歳 以下			
	一般 25歳 以上				一般 25歳 以上			
	計				計			
備 考								係 員
使 用 料 精 算 額 (円)	区分	変更前 使用料	既納 使用料	変更後 使用料	請求額			
	施設使用料							

様式第4号(第4条関係)

和泉市立青少年の家利用取消(変更)許可書

様

1 利用日時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで							
2 利用目的								
3 利用設備								
4 利用人員	青少年の家				野外活動施設			
		男	女	合 計		男	女	合 計
	少年 15歳 以下				少年 15歳 以下			
	青年 24歳 以下				青年 24歳 以下			
	一般 25歳 以上				一般 25歳 以上			
	計				計			
備 考								係 員
使 用 料 精 算 額 (円)	区分	変更前 使用料	既納 使用料	変更後 使用料	請求額			
	施設使用料							

上記のとおり、和泉市立青少年の家の利用取消(変更)を許可します。

和泉市教育委員会

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

和泉市立青少年の家使用料減免申請書

和泉市長 あて

住 所
団体名
氏 名
電 話 局 番

下記のとおり減免くださるよう申請いたします。

記

1 利用日時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで							
2 利用目的								
3 利用設備								
4 利用人員	青少年の家				野外活動施設			
		男	女	合 計		男	女	合 計
	少年 15歳 以下				少年 15歳 以下			
	青年 24歳 以下				青年 24歳 以下			
	一般 25歳 以上				一般 25歳 以上			
	計				計			
5 減免を必要とする理由	和泉市立青少年の家条例施行規則第5条第 号							
6 減免の程度								
7 減免金額	金		円也					

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

和泉市立青少年の家使用料還付申請書

和泉市長 あて

住 所
団体名
氏 名
電 話 局 番

下記のとおり還付くださるよう申請いたします。

記

1 利用日時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで							
2 利用目的								
3 利用設備								
4 利用人員	青少年の家				野外活動施設			
		男	女	合 計		男	女	合 計
	少年 15歳 以下				少年 15歳 以下			
	青年 24歳 以下				青年 24歳 以下			
	一般 25歳 以上				一般 25歳 以上			
	計				計			
5 還付を 必要とす る理由								
6 還付の程 度								
7 還付金額	金		円也					

資料 6（和泉市立榎尾山レクリエーションセンター条例）

和泉市立榎尾山レクリエーションセンター条例（令和 7 年 7 月 1 8 日和泉市条例第 1 8 号）

（設置）

第 1 条 本市は、人と自然とのふれあいの中で、広く市民の生涯学習を推進するとともに、南部地域のにぎわいの創出並びに人々の交流の場及び癒しの場の提供による地域の活性化を図るため、和泉市立榎尾山レクリエーションセンターを設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 和泉市立榎尾山レクリエーションセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 和泉市立榎尾山レクリエーションセンター

位置 和泉市榎尾山町 1 番地の 2 1

（事業）

第 3 条 和泉市立榎尾山レクリエーションセンター（以下「センター」という。）は、第 1 条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）自然を活かした生涯学習の推進に関すること。
- （2）地域のにぎわいの創出及び人々の交流の促進に関すること。
- （3）施設の貸与に関すること。
- （4）入浴施設の提供に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（利用の許可）

第 4 条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 委員会は、前項の規定によりセンターの利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

（利用許可の制限）

第 5 条 委員会は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- （1）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2）施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- （3）その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 委員会は、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 緊急やむを得ない事情により市がこれを利用するとき。

(3) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、センターの利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は利用許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(立入りの制限等)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、センターへの立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。

(1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者

(3) 暴力団を利するおそれがあると認められる者

(4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者

(指定管理者による管理)

第9条 センターの管理は、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 委員会は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 指定管理者にセンターの管理を行わせない場合は、委員会が管理する。この場合において、必要な規定の読替えは、規則で定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 施設、設備等の維持管理

(2) 第3条に規定する事業に関する業務

(3) 利用申請書の受理及び許可書の交付

(4) センターの利用を促進するために必要な業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営のために委員会が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項第1号、第2号、第4号及び第5号の業務に限り、委員会と協議の上、その一部又は全部を第三者に委託することができる。

(指定管理者による管理の基準)

第11条 指定管理者を指定した場合は、指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他の関係する法令等に基づきセンターを管理しなければならない。

(利用料金)

第12条 センターの利用料金は、別表第1に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

2 前項の規定にかかわらず、全ての居室及び多目的室を貸切利用する場合の利用料金は、別表第2に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 前2項に定めるもののほか、センターの附属設備の利用料金については、市長が別に定める。

4 利用者は、第4条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。

5 前各項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(キャンセル料)

第15条 指定管理者は、第4条第1項の規定による利用の許可を受けた者であつて、当該利用の利用料金が未納であるものが、当該利用を取りやめる場合又は当該利用を取りやめることを申し出ず利用しなかった場合は、当該者に、市長が別に定める基準に従いキャンセル料を支払わせることができる。

(特別の設備等)

第16条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(利用者の義務)

第17条 利用者は、常に善良な管理者としての注意をもって、センターの管理運営に協力しなければならない。

2 利用者が故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第12条関係)

施設	区 分		利用料金の額 (円)	
居室	日中利用	午前10時から 午後4時まで	3,000	2人までの額。ただし、大人1人増えるごとに1,000円を、小人1人増えるごとに400円を左記の額に加算する。
	宿泊利用	午後4時から 翌日午前10時まで	4,800	2人までの額。ただし、大人1人増えるごとに2,000円を、小人1人増えるごとに800円を左記の額に加算する。
テント施設	午前10時から 翌日午前10時まで	小人	400	
		大人	800	
野外炊飯 施設	午前10時から午後4時まで	小人	200	
		大人	400	
	午後4時から午後10時まで	小人	200	
		大人	400	
入浴施設	浴場	小人	250	
		大人	500	
	サウナ施設	共同利用	2,000	
		貸切利用 (2時間)	6,000	
多目的室	1時間当たり		1,000	

備考

- 1 小人とは、4歳以上16歳未満の者をいい、4歳未満の者の利用は、無料とする。
- 2 大人とは、16歳以上の者をいう。

- 3 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体（以下「市民等」という。）以外の者が利用する場合（入浴施設を除く。）の利用料金は、基本利用料金の１．２倍の額とする。
- 4 ７歳未満の者は、サウナ施設を利用することができない。
- 5 居室（宿泊利用に限る。）の利用料金には野外炊飯施設（午後４時から午後１０時までの利用に限る。）及び浴場（当該居室の利用期間中の利用に限る。）の利用料金を含む。
- 6 サウナ施設の利用料金には浴場の利用料金を含む。
- 7 居室の宿泊利用を２回以上続けて利用する場合の到着日及び出発日を除く滞在期間中の日中利用は、当該日の宿泊利用に含むものとする。

別表第２（第１２条関係）

区 分		基本利用料金の額（円）
全ての居室及び多目的室貸切の宿泊利用	午後４時から翌日午前１０時まで	１００，０００

備考

- 1 市民等以外の者が利用する場合の利用料金は、基本利用料金の１．２倍の額とする。
- 2 宿泊利用の利用料金には野外炊飯施設（午後４時から午後１０時までの利用に限る。）及び浴場（当該宿泊利用の利用期間中の利用に限る。）の利用料金を含む。
- 3 宿泊利用を２回以上続けて利用する場合の到着日及び出発日を除く滞在期間中の午前１０時から午後４時までの間の利用は、当該日の宿泊利用に含むものとする。

資料 7（和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例施行規則）

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例施行規則（令和 7 年 8 月 1 日教委規則第 10 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例（令和 7 年和泉市条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第 2 条 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時まで（宿泊利用がある場合については、翌日午前 9 時まで）とする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、委員会の承認を得て開館時間を延長することができる。

（利用時間）

第 3 条 条例別表に規定する各区分の利用時間には、実際に利用する時間のほか、その準備及び第 14 条に規定する原状回復のための時間を含むものとする。

（休館日等）

第 4 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（1）毎週水曜日

（2）12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、委員会の承認を得て休館日を変更することができる。

3 前 2 項に規定する休館日の前日から当該休館日にかけての居室の宿泊利用、テント施設の利用並びに全ての居室及び多目的室貸切の宿泊利用はできないものとする。

（利用許可の申請）

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定によりセンターの利用許可を受けようとする者は、別に定める利用許可申請書を委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、利用日の属する月の 12 月前の 1 日から利用日の 2 日前までに行わなければならない。ただし、委員会がセンターの運営に支障がないと認めるときは、この限りでない。

（許可書の交付）

第6条 委員会は、センターの利用を許可したときは、別に定める利用許可書を交付する。

(利用の取りやめ)

第7条 前条又は次条第3項による許可を受けた者が、当該利用を取りやめる場合は、直ちにその旨を指定管理者に申し出なければならない。

2 前項の申出は指定管理者が定める方法により行うものとする。

(利用の変更)

第8条 条例第4条第1項に規定する許可を受けた事項の変更は、次に掲げる事項に限り許可するものとする。

(1) 利用人数

(2) 利用施設

(3) 利用時間

2 利用者は、前項各号に掲げる事項の変更を行うときは、別に定める利用変更許可申請書を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の変更を許可したときは、別に定める利用変更許可書を交付する。

(利用料金の減免)

第9条 条例第13条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 当該利用に係る利用料金の全額

(2) 和歌山県伊都郡かつらぎ町に住所を有する者が利用するとき 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体（以下「市民等」という。）以外の者が利用する場合と市民等が利用する場合の利用料金の差額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 市長が必要と認めた額

2 前項に規定する減額又は免除を受けようとする者は、別に定める利用料金減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号に該当する者は、利用の際、住所を確認できるものを提示することによりこれに代えることができる。

(利用料金の還付)

第10条 条例第14条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額はそれぞれ当該各号に定める額（第3号及び第4号については、同号に定める額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額）とする。

- (1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 当該利用に係る利用料金の全額
- (2) 施設の管理上の支障のため利用許可を取り消したとき 当該利用に係る利用料金の全額
- (3) 利用者が、第7条の利用の取りやめの申出又は第8条第1項の利用の変更の申請（利用料金の額が減額となる場合に限る。）（以下この条及び次条において「取りやめの申出等」と総称する。）を行った場合であって、次のアからオまでのいずれかに該当するとき（次号に掲げるときを除く。） 当該アからオまでに定める金額
- ア 利用予定日の8日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金（利用の変更の申請にあつては、変更前と変更後の利用料金の差額。以下この条及び次条において同じ。）の全額
- イ 利用予定日の7日前に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の80パーセントに相当する額
- ウ 利用予定日の6日前又は5日前に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の70パーセントに相当する額
- エ 利用予定日の4日前から2日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の50パーセントに相当する額
- オ 利用予定日の前日に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の20パーセントに相当する額
- (4) 利用者が、全ての居室及び多目的室貸切の宿泊利用について取りやめの申出等を行った場合であって、次のアからエまでのいずれかに該当するとき 当該アからエまでに定める金額
- ア 利用予定日の15日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の全額
- イ 利用予定日の14日前から8日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の70パーセントに相当する額
- ウ 利用予定日の7日前から2日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の50パーセントに相当する額
- エ 利用予定日の前日に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の20パーセントに相当する額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない事由により利用しなかったとき 当該利用に係る利用料金の全額
- 2 前項の規定による還付額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
(キャンセル料)

第11条 条例第15条第1項に規定するキャンセル料は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 利用者が、取りやめの申出等を行った場合であって、次のアからエまでのいずれかに該当するとき（次号に掲げる場合を除く。） 当該アからエまでに定める金額

ア 利用予定日の7日前に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の20パーセントに相当する額

イ 利用予定日の6日前又は5日前に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の30パーセントに相当する額

ウ 利用予定日の4日前から2日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の50パーセントに相当する額

エ 利用予定日の前日に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の80パーセントに相当する額

(2) 利用者が、全ての居室及び多目的室貸切の宿泊利用について取りやめの申出等を行った場合であって、次のアからウまでのいずれかに該当するとき 当該アからウまでに定める金額

ア 利用予定日の14日前から8日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の30パーセントに相当する額

イ 利用予定日の7日前から2日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の50パーセントに相当する額

ウ 利用予定日の前日に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の80パーセントに相当する額

(3) 利用者が、利用予定日に取りやめの申出等を行ったとき 当該利用に係る利用料金の全額

(4) 利用者が、取りやめの申し出等を行わなかったとき 当該利用に係る利用料金の全額

2 前項の規定によるキャンセル料に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り下げる。

(特別設備の承認)

第12条 利用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、その内容を示す書面を委員会に提出しなければならない。

(利用者の義務)

第13条 利用者は、利用の期間中、火災、盗難その他の事故の防止に努めなければならない。

2 利用者は、利用に際して利用責任者を定めなければならない。

3 利用責任者は、利用の期間中、秩序の維持及び施設、設備等の適正な管理に関して責任を負うものとする。

(原状回復)

第14条 利用者は、その利用が終了したとき又は条例第6条第1項の規定による利用許可の取消し等を受けたときは、直ちに施設、設備等を原状に復さなければならない。

(入館者の遵守事項)

第15条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失しないこと。
- (2) 許可を受けていない施設、設備等を利用しないこと。
- (3) 許可を受けずに物品の販売、宣伝その他営利活動をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (6) センターの運営上支障を来すような行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従うこと。

(委員会が管理する場合の読替え)

第16条 条例第8条第3項の規定により、委員会が管理を行う場合の規定の読替えは、次のとおりとする。

(1) 条例の規定の読替え

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項及び第2項	指定管理者が市長の承認を得て定める	市長が定める
第12条第4項	別に定める基準に従い、指定管理者が	相当の理由があると
第12条第5項	指定管理者の収入として収受させる	市の歳入とする
第13条及び第14条	指定管理者は、市長が	市長は、
第15条	指定管理者	市長

(2) 規則の規定の読替え

読み替える規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項及び第2項	指定管理者	委員会
第10条第1項	定める額（第3号については、同号に定める額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額）	定める額
第11条第1項	定める額の範囲内において、指	定める額

	定管理者が市長の承認を得て 定めるもの	
--	------------------------	--

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例（令和7年和泉市条例第18号）の施行の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

資料 8（和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例）

和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例（平成 6 年 7 月 4 日和泉市条例第 8 号）

（設置）

第 1 条 この条例は、槇尾山系の森林資源を生かし、豊かな自然環境の中で自然に親しみ、休養し、健康づくりを行うことを通じて、本市に対する深い愛着の心を養い育むことを目的として、次のとおり森林浴コースを設置し、広く市民の利用に供する。

名称 和泉市立槇尾山森林浴コース

位置 和泉市槇尾山町 1 番地の 13 ほか

（行為の許可）

第 2 条 和泉市立槇尾山森林浴コース（以下「森林浴コース」という。）において次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- （1） ロケーション又は業として写真撮影をすること。
- （2） 興行を行うこと。
- （3） 競技会、集会その他これらに類する催しのために森林浴コースの全部又は一部を利用すること。

2 教育委員会は、前項の許可に森林浴コースの管理のための必要な範囲内で条件を付することができる。

3 教育委員会は、その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利するおそれがあると認められるときは許可しない。

（行為の禁止）

第 3 条 森林浴コースにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第 1 項の許可に係るものは、この限りでない。

- （1） 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- （2） 立入禁止区域に立ち入ること。
- （3） 自然環境の破壊とみなされる行為を行うこと。
- （4） 野営、たき火又は炊きさんをすること。
- （5） 車両等（緊急車両、管理用車両等を除く。）を乗り入れること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、森林浴コースの管理上教育委員会が禁止する行為をすること。

（利用の制限等）

第 4 条 教育委員会は、森林浴コースの損傷その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は森林浴コースに関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、区域を定めて、森林浴コースの利用を禁止し、又は制限することができる。

（許可の取消し等）

第 5 条 教育委員会は、利用者（第 2 条の許可を受けた者を含む。以下同じ。）がこの条例の規定に違反した場合又は暴力団を利するおそれがあると認められる場合若しくは公益上やむを得

ない場合は、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは森林浴コースからの退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第6条 利用者は、森林浴コースを損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 森林浴コースの管理は、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 教育委員会は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 指定管理者に森林浴コースの管理を行わせない場合は、教育委員会が管理する。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 施設、設備等の維持管理

(2) 第2条の許可に係る申請書の受理及び許可書の交付

(3) 森林浴コースの利用を促進するために必要な業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、森林浴コースの管理運営のために教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項第1号、第3号及び第4号の業務に限り、教育委員会と協議の上、その一部又は全部を第三者に委託することができる。

(指定管理者による管理の基準)

第9条 指定管理者を指定した場合は、指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他の関係する法令等に基づき森林浴コースを管理しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 和泉市立青少年の家条例（昭和36年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成10年条例第6号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第30号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 9（和泉市立榎尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例施行規則）

和泉市立榎尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例施行規則（平成 6 年 1 月 1 日教委規則第 6 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、和泉市立榎尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例（平成 6 年和泉市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、和泉市立榎尾山森林浴コース（以下「森林浴コース」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（行為の許可申請）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項各号に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為を行う日の 10 日前までに、和泉市立榎尾山森林浴コース内行為許可申請書（様式第 1 号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前条の規定により許可を受けた事項を変更しようとする者は、和泉市立榎尾山森林浴コース内行為の許可を受けた事項の変更許可申請書（様式第 2 号）を教育委員会に提出しなければならない。

（行為の許可）

第 3 条 教育委員会は、前条の申請が市民の森林浴コースの利用に支障を来しないと認めた場合は、申請者に対し、次のとおり許可証を交付する。

- (1) 前条第 1 項の申請の場合、和泉市立榎尾山森林浴コース内行為許可証（様式第 3 号）
- (2) 前条第 2 項の申請の場合、和泉市立榎尾山森林浴コース内行為変更許可証（様式第 4 号）

2 教育委員会は、前項の許可に際し、次の条件を付することができる。

- (1) 森林浴コース内の施設、設備に関する事項
- (2) 一般利用者の利用に関する事項

（行為の禁止）

第 4 条 条例第 3 条第 3 号に規定する行為は、次のとおりとする。

- (1) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (2) 岩石等を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。

2 条例第 3 条第 6 号に規定する行為は、次のとおりとする。

- (1) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (2) はり紙、はり札又は広告を掲示すること。
- (3) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (4) 森林浴コース内の施設、設備を損傷し、又は汚損すること。

（許可の取消）

第 5 条 第 3 条の規定により許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会は、同条の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは森林浴コースからの撤去を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第 3 条の許可を受けた場合
- (2) 第 3 条第 2 項の条件に違反した場合

(3) 条例第 3 条又は前条の規定に違反した場合

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第24号）

この規則は、平成25年 1 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

和泉市立槇尾山森林浴コース内行為許可申請書

和泉市教育委員会あて

申 請 者	受付番号	第 号
	申 請 日	年 月 日
	住 所	
	団 体 名	
	代表者名	
	生年月日	年 月 日生
	連 絡 先	

次のとおり、和泉市立槇尾山森林浴コース内行為の許可を申請します。

なお、利用に当たっては条例及び関係規則を厳守するとともに、特に自然環境保護に努めます。
万一森林浴コースを損傷し、又は滅失したときは、申請者の責任において弁償します。

本申請は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるものではありません。

…□はい □いいえ

また、申請者の情報を和泉警察署に照会することに同意します。

…□はい □いいえ

行為を行う場所		
行 為 の 目 的		
行 為 の 期 間	年 月 日 午前 午後	時から 年 月 日 午前 午後 時まで
行 為 の 内 容		
※ 備 考		
	係 員	

注：※印は記入しないでください。

様式第2号(第2条関係)

和泉市立槇尾山森林浴コース内行為の
受けた事項の変更許可申請書

許可を

和泉市教育委員会あて

申 請 者	受付番号	第 号
	申請日	年 月 日
	住 所	
	団 体 名	
	代表者名	
	生年月日	年 月 日生
	連絡先	

年 月 日付けにより許可を受けましたが、下記のとおり変更したいので許可して
くださるよう申請します。

記

変更する事項		
変更する理由		
※ 備 考		
		係 員

注：※印は記入しないでください。

(表)

和泉市立槇尾山森林浴コース内行為許可証

申 請 者	受付番号	第 号
	申請日	年 月 日
	住 所	
	団 体 名	
	代表者名	
	生年月日	年 月 日生
	連絡先	

年 月 日

下記のとおり、和泉市立槇尾山森林浴コース内行為を許可します。

和泉市教育委員会 印

記

行為を行う場所	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	年 月 日 午前 時から 年 月 日 午前 午後 時まで
行 為 の 内 容	
※ 許 可 の 条 件	
※ 備 考	

※ この許可証は、行為を開始する前に必ず和泉市立槇尾山森林浴コース管理事務所(和泉市立槇尾山レクリエーションセンター)に提示してください。

※ 虚偽の申請等があった場合は、許可を取り消すことがありますのでご了承ください。

※ その他許可条件及び注意事項は、裏面をお読みください。

※ 申請者の都合により、許可の取消し又は変更される場合は和泉市立槇尾山森林浴コース管理事務所(和泉市立槇尾山レクリエーションセンター)へ問い合わせ後、手続きしてください。

(裏)

注 意 事 項

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、行為の許可を取り消し、又は停止させることがある。
 - (1) 許可なく行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (3) 自然環境の破壊とみなされる行為を行うこと。
 - (4) 野営、たき火又は炊さんをすること。
 - (5) 許可なく車両等を乗り入れること。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
 - (7) 一般利用者の利用の妨げとなると認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、槇尾山森林浴コースの管理上教育委員会が禁止する行為をすること。
- 2 前項第3号の自然環境の破壊とみなされる行為は、次のとおりとする。
 - (1) 植物を採取し、又は損傷すること。
 - (2) 岩石等を採取すること。
 - (3) 土地の形質を変更すること。
- 3 第1項第8号の森林浴コースの管理上教育委員会が禁止する行為は、次のとおりとする。
 - (1) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (2) はり紙、はり札又は広告を掲示すること。
 - (3) 物品を販売し、又は頒布すること。
 - (4) 森林浴コース内の施設、設備を損傷し、又は汚損すること。
- 4 行為の実施時間には、実際に使用する時間のほか、その準備及び回復に要する時間を含むものとする。

許可行為の手引き

1. 許可行為の開始時について

許可行為のされる当日に和泉市立槇尾山森林浴コース管理事務所(和泉市立槇尾山レクリエーションセンター)に立寄り、この許可証をご提示ください。

2. 許可行為の終了時について

許可行為の箇所の原状回復を行った後に和泉市立槇尾山森林浴コース管理事務所(和泉市立槇尾山レクリエーションセンター)にご連絡ください。

3. その他

- (1) 許可行為の期間内に出されたゴミはすべてお持ち帰りください。
- (2) 物品の貸出しについては、和泉市立槇尾山森林浴コース管理事務所(和泉市立槇尾山レクリエーションセンター)にてご確認ください。

お問い合わせ

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター
和泉市槇尾山町1番地の21
電話 0725—92—0422

様式第 4 号(第 3 条関係)

和泉市立槇尾山森林浴コース内行為の
受けた事項の変更許可証

許可を

申 請 者	受付番号	第 号
	申 請 日	年 月 日
	住 所	
	団 体 名	
	代表者名	
	生年月日	年 月 日生
	連 絡 先	

年 月 日

和泉市教育委員会○ 印

下記のとおり和泉市立槇尾山森林浴コース内行為の許可を受けた事項の変更を許可します。

記

変更する事項	
変更する理由	
※ 備 考	

注：※印は記入しないでください。

資料 10 (和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース収支状況)

和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース収支状況

収入の部

(単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
指定管理料収入	41,000,000	41,000,000	41,000,000	
利用料金収入				該当しない
自主事業収入	3,657,312	5,722,258	8,097,980	
その他収入	0	720	330	公衆電話
収入合計	44,657,312	46,722,978	49,098,310	

支出の部

(単位：円)

管理運営費支出	38,751,213	40,490,025	40,857,054	
賃金	16,880,393	19,069,360	18,894,310	職員給料等
福利厚生費	2,679,575	2,756,763	2,780,942	健康保険料等
旅費交通費	983,964	1,029,013	1,190,379	普通旅費等
通信運搬費	227,598	288,989	268,652	通話・通信料等
保険料	129,003	170,929	220,728	賠償責任保険料等
水道光熱費	1,514,209	1,831,996	2,036,047	電気代等
燃料費	107,834	562,577	368,839	ガソリン代等
備品費				
消耗品費	887,265	328,120	414,118	館内消耗品・事務用品等
修繕費	2,005,377	2,000,614	2,001,351	小規模修繕
業務委託費	8,410,603	7,836,518	8,322,355	清掃・警備等
使用料	355,168	326,572	235,207	複合機、駐車場料等
役務費	810,224	308,574	124,126	HP/ログシステム使用料等
報償費				
一般管理費	3,760,000	3,980,000	4,000,000	事務経費等
自主事業支出	3,009,032	5,085,652	6,402,903	
人件費	592,546	191,920	182,820	自主事業経費
消耗品費	1,835,124	3,165,512	4,499,504	自主事業消耗品・材料費等
諸謝金	322,211	736,103	767,646	講師謝礼
保険料				
行政財産使用料	37,211	37,211	64,335	自動販売機設置等
使用料	185,048	859,649	843,417	会場借上料等
食材費				
雑費	36,892	95,257	45,181	打合せ経費等
その他支出	2,072,450	2,674,900	2,520,020	租税公課(消費税等)
支出合計	43,832,695	48,250,577	49,779,977	

資料 1 1 (和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース月別利用者数)

和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース月別利用者数

令和 4 年度

(単位：人)

	宿 泊 利 用		日 中 利 用		森林浴コース
	青少年の家	野外施設	青少年の家	野外施設	
4 月	17	10	74	144	670
5 月	217	25	385	107	1,363
6 月	331	0	552	236	1,043
7 月	286	29	471	64	1,416
8 月	229	46	359	259	1,604
9 月	241	2	322	169	921
10 月	59	9	145	115	1,833
11 月	107	0	299	69	1,273
12 月	24	0	28	119	578
1 月	35	0	58	21	717
2 月	47	0	97	2	667
3 月	262	23	330	2	931
合計	1,855	144	3,120	1,307	13,016

令和 5 年度

(単位：人)

	宿 泊 利 用		日 中 利 用		森林浴コース
	青少年の家	野外施設	青少年の家	野外施設	
4 月	203	0	152	159	1,515
5 月	232	0	311	264	1,320
6 月	317	2	471	229	1,510
7 月	537	0	819	179	1,550
8 月	552	11	797	267	1,475
9 月	213	4	369	240	1,095
10 月	145	9	115	156	1,645
11 月	165	0	262	92	1,480
12 月	31	0	61	105	605
1 月	60	0	92	56	555
2 月	16	0	64	38	582
3 月	534	46	582	155	850
合計	3,005	72	4,095	1,940	14,182

令和6年度

(単位：人)

	宿 泊 利 用		日 中 利 用		森林浴コース
	青少年の家	野外施設	青少年の家	野外施設	
4 月	269	0	188	78	730
5 月	203	24	434	242	945
6 月	417	12	568	249	744
7 月	508	32	617	366	1,720
8 月	725	19	856	252	2,259
9 月	172	0	284	316	1,395
10 月	146	10	184	82	1,296
11 月	298	0	549	94	1,269
12 月	65	0	84	176	750
1 月	0	0	31	92	740
2 月	31	0	81	51	510
3 月	394	0	357	5	1,235
合計	3,228	97	4,233	2,003	13,593

資料 1 2（榎尾山森林浴コースに係る使用電力量・電気料金）

榎尾山森林浴コースに係る使用電力量・電気料金

令和 4 年度

電灯：4 月分は 5 月分に計上

動力：4 月・5 月分は 6 月分に計上

	使用電力量（k w h）	電気料金（円）
4 月		
5 月	240	12, 229
6 月	254	22, 068
7 月	305	16, 434
8 月	282	15, 727
9 月	316	16, 749
1 0 月	123	10, 863
1 1 月	47	9, 001
1 2 月	35	8, 889
1 月	9	8, 329
2 月	9	4, 038
3 月	48	8, 688
合計	1, 668	133, 015

令和 5 年度

	使用電力量（k w h）	電気料金（円）
4 月	360	14, 628
5 月	413	15, 215
6 月	305	13, 669
7 月	449	15, 782
8 月	347	14, 783
9 月	324	14, 000
1 0 月	301	14, 780
1 1 月	328	15, 562
1 2 月	280	14, 308
1 月	339	15, 742
2 月	299	14, 771
3 月	391	15, 457
合計	4, 136	178, 697

令和6年度

	使用電力量 (k w h)	電気料金 (円)
4 月	280	14, 601
5 月	344	16, 935
6 月	301	16, 323
7 月	313	17, 269
8 月	373	19, 135
9 月	324	16, 315
1 0 月	290	15, 380
1 1 月	329	16, 857
1 2 月	278	16, 158
1 月	344	18, 216
2 月	287	15, 760
3 月	281	15, 587
合計	3, 744	198, 536

資料 1 3（和泉市行政財産使用料徴収条例）

和泉市行政財産使用料徴収条例（昭和 4 2 年 6 月 1 0 日和泉市条例第 7 号）

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用（以下「行政財産の使用」という。）に係る使用料に関しては、別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（許可の基準）

第 2 条 前条の行政財産の使用に係る許可を与える場合は、常に行政財産の本来の用途又は目的を妨げないように配慮し、みだりにこれを与えてはならない。

（使用料）

第 3 条 前条の許可を受けた者は、行政財産の管理者の指定する期日までに当該使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、次の各号により算定した額を基準として市長が定める。

（1） 土地 当該土地の固定資産税路線価等を基準とした 1 平方メートル当たりの金額×使用面積×1 0 0 分の 6

（2） 建物 当該建物の 1 平方メートル当たりの金額×使用面積×1 0 0 分の 6 + 当該建物の使用部分に係る土地使用料相当額

（3） 前 2 号の規定により難しいものについては、当該行政財産の使用の実情を考慮して算定した額

3 前項第 1 号及び第 2 号により算定した使用料は、年額とする。

（使用料の還付）

第 4 条 徴収した使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第 5 条 使用料は、次の各号の 1 に該当するときは、これを減額し又は免除することができる。

（1） 国又は他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益上の目的のために使用させるとき。

（2） 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。

（3） 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要に基づき使用させるとき。

2 使用料の減額又は免除は、相手方の申請により、これを行うものとする。

（過料）

第 6 条 詐偽、その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する。

2 前項に定めるものを除くほか、使用料の徴収に関し職務の執行を妨げた者に対しては、5 万円以下の過料を科する。

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第29号）抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成24年4月1日以後に使用許可が更新された行政財産に係る平成24年度以降の各年度の使用料の額は、改正後の和泉市行政財産使用料徴収条例第3条の規定を適用して、各使用物件ごとに算出した使用料の額が前年度の使用料の額（平成24年度分の使用料を算出する場合において、平成23年度中に使用を開始した行政財産については、実際の使用期間にかかわらず平成23年度1年分の使用料に相当する額とする。）に1.1を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）を超える場合には、当該調整使用料額とする。ただし、平成24年度における使用許可の期間が1年に満たない場合は、当該使用期間に応じて使用料の額を算出するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日前において使用条件が協定等により確定している行政財産（使用の期間の定めがあるものに限る。）に係る使用料の額については、当該期間に限り、改正前の和泉市行政財産使用料徴収条例第3条の規定を適用することができる。

資料 1 4（和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則）

和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則（平成 2 4 年 3 月 2 日規則第 9 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、和泉市行政財産使用料徴収条例（昭和 4 2 年和泉市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行政財産の目的外使用許可の範囲）

第 2 条 法第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の目的外使用は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り許可するものとする。

- （1） 国、他の地方公共団体その他公共団体、公共的団体若しくは公益的団体が公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため使用するとき又は私人において公共若しくは公益の用に供するため使用するとき。
- （2） 運輸、電気又はガスの事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- （3） 行政財産の一部に、食堂、売店等の福利厚生施設又は当該行政財産を利用する者等の利便の向上を図るための施設、設備等を設けるとき。
- （4） 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。
- （5） 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- （6） 使用期間が一時的であって、かつ、本市の事務事業及び財産管理に支障を生ずるおそれのないとき。
- （7） 行政財産の有効活用を目的として、公募により使用者を選定し、使用させるとき。
- （8） 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（使用許可の期間）

第 3 条 使用許可の期間は、1 年以内とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める期間以内とすることができる。

- （1） 電線、電柱その他これらに類するものを設置し、又はガス管等を埋設するとき 5 年
- （2） 公募により使用者を選定する場合であって、機械等の附属設備の耐用年数等を考慮する必要があるとき 1 0 年
- （3） 前 2 号に掲げる場合のほか、使用許可の期間を 1 年以内とすることが著しく実情に合わないとき 5 年

（使用許可の申請）

第 4 条 使用許可を受けようとする者は、行政財産目的外使用許可申請書（様式第 1 号）により

市長に申請しなければならない。ただし、次に掲げる事項を記載した許可申請書による場合は、この限りでない。

- (1) 使用の許可を求めようとする行政財産の表示
- (2) 使用の許可を求めようとする期間
- (3) 使用の目的
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

(許可書の交付等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、使用を許可する決定をしたときは申請者に行政財産目的外使用許可書（様式第2号）を交付するものとし、使用を許可しない決定をしたときは申請者に速やかにその旨を通知するものとする。

(使用料の徴収)

第6条 市長は、使用を開始する日前までの日を条例第3条第1項に規定する納期限として定めるものとする。

2 行政財産の目的外使用に係る使用料（以下「使用料」という。）については、使用を開始する日前にその使用期間に係る使用料の全額（使用期間が1年を超える場合にあっては、当該年度に係る使用料の額）を納入しなければならない。ただし、市長は、使用料が年額で定められているものであって、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別に指定する期日までに納入させ、又は分割して納入させることができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に使用を許可するとき。
- (2) 使用期間が1年を超えるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料の額)

第7条 条例第3条第2項第3号の規定により算定する使用料（自動販売機及び看板の設置に係る使用料を除く。）の額は、別表第1のとおりとする。

2 自動販売機の設置に係る使用料の額については、別表第2のとおりとする。

3 看板の設置に係る使用料の額については、別表第3のとおりとする。

4 前3項に規定するものを除くほか、行政財産を利用する者等の利便性の向上又は行政財産の有効活用を目的として、公募により使用者を選定する場合における使用料の額は、市場における近傍類似の賃料の水準その他の事情を考慮して市長が定めた額とする。

5 年額で定められている使用料について使用期間が1年未満である場合における使用料の額は、前各項の規定により算定した使用料の額に使用日数を乗じて得た額を365で除して得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

6 月額で定められている使用料について使用期間が次の各号のいずれかに該当するときは、これを1月として使用料を算定する。

- (1) 1月未満であるとき。
- (2) 1月未満の端数があるとき。

7 市長は、前条第2項ただし書の規定により使用料を分割して納入させるときは、当該使用料を12で除して得た額を月額とすることができる。この場合において、当該月額に1円未満の端数が生じるときは、これらの端数を最初の月に加算して納入させる。

(公募により決定した額の特例)

第8条 行政財産の利用者を、公募により選定する場合において公募により決定した額が条例第3条第2項第1号及び第2号の規定により算定した額、前条第4項の規定により算定した額並びに別表第1から別表第3までに定める額を超えるときは、当該公募により決定した額を徴収することができる。

(附帯施設等使用の場合の実費)

第9条 行政財産の使用に伴い、当該行政財産の附帯施設である電力、ガス、水道等を使用する場合は、その実費を徴収する。ただし、その額が軽微なものについては、徴収しない。

(使用料の還付)

第10条 条例第4条ただし書の規定により使用料を還付するときは、次のとおりとする。

- (1) 本市において当該行政財産を公用又は公共用に供するため使用許可を取り消し、又は変更したとき。
- (2) 使用許可を受けた者（以下「利用者」という。）の責めに帰することのできない理由により、当該行政財産の使用の開始又は継続ができないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が本市の事務事業の遂行上、真にやむを得ないと認めるとき。

(使用料の減免基準等)

第11条 条例第5条第1項第1号又は第3号の規定により使用料について減額又は免除を受けようとする者は、行政財産目的外使用料減額・免除申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

2 条例第5条第1項の規定により使用料を免除する場合の基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 条例第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合のうち、収益を目的としない使用については、使用料を免除することができる。
- (2) 条例第5条第1項第2号に該当する場合の使用については、使用料を免除することができる。

3 条例第5条第1項の規定により使用料を減額する場合の基準は、当該行政財産の使用の実情を考慮して市長が決定するものとする。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、使用を終了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、使用した物件を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(申請内容の変更)

第13条 使用者は、住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したときは、行政財産目的外使用許可変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 使用者は、使用許可を受けた物件の数量、面積等を変更しようとするときは、行政財産目的外使用許可変更申請書（様式第5号）によりその変更について市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、変更を許可する決定をしたときは前項の申請をした者（以下この項において「申請者」という。）に行政財産目的外使用変更許可書（様式第6号）を交付するものとし、変更を許可しない決定をしたときは申請者に速やかにその旨を通知するものとする。

(損害賠償)

第14条 使用者は、使用中建物又は附属物を損傷し、又は滅失したときは何人の所為であるかを問わず、市長が決定した額を弁償しなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、行政財産の目的外使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、平成24年4月1日以後の行政財産の使用に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

(和泉市財務規則の一部改正)

3 和泉市財務規則（昭和39年和泉市規則第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 27 年規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 4 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請のあった行政財産の使用許可について適用し、同日前に申請のあった行政財産の使用許可については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年規則第 3 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

許可物件		単位	使用料（円）
電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1 本につき 1 年	1, 8 2 0
電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線			1, 5 0 0
標識その他の柱類			1, 5 0 0
架空工作物		長さ 1 メートルにつき 1 年	1 0
公衆電話所		1 台につき 1 年	1, 7 1 0
簡易携帯電話システム無線基地局		基地局を設置する電柱又は電話柱 1 本につき 1 年	8 5 0
電らん	地中管路が 1 孔のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	2 0 0
	地中管路が 2 孔以上のもの		地中管路が 2 孔以上ごとに 5 0 円の割合で算出した額を 2 0 0 円に加えた額
	人孔	使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	7 6 0
地下埋設物	口径 0. 2 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	2 5 0
	口径 0. 2 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		3 8 0

	口径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの		500
	口径1.0メートル以上のもの		1,200
地上工作物	工事用板囲又は足場その他の一般仮設物	使用面積1平方メートルにつき1月	420
屋根貸しによる太陽光発電設備		使用面積1平方メートルにつき1年	100
郵便差出箱及び信書便差出箱		1基につき1年	800
その他の工作物		使用面積1平方メートルにつき1年	1,360
庁舎屋上庭園		1日	5,000

備考

- 1 使用料の算定の基礎となる面積、長さ等について、小数点第3位以下の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 2 使用料の算定の基礎となる面積、長さ等が1平方メートル又は1メートルに満たないときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとみなす。
- 3 地下埋設物の断面が円形でない物件に係る使用料は、当該断面を包含する最小の円をもってその外径とする。
- 4 上記以外の類似施設等の使用料の額については、上記の使用料の額を参考にして算出することができる。

別表第2（第7条関係）自動販売機の設置に係る使用料の額

種類	使用料（1台につき1年：円）	
	屋外	屋内
面積0.75平方メートル未満のもの	8,000	9,000
面積0.75平方メートル以上1.25平方メートル以下のもの	16,000	18,000
面積1.25平方メートルを超えるもの	16,000円に面積1.25平方メートルを超える部分について0.1平方メートルまで	18,000円に面積1.25平方メートルを超える部分について0.1平方メートルまで

	ごとに 1,600 円を加算した額	ごとに 1,800 円を加算した額
--	-------------------	-------------------

別表第 3（第 7 条関係）看板の設置に係る使用料の額

種類	単位	使用料（円）
建物又は工作物の壁面（内壁又は外壁）に一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	500
建物又は工作物の壁面（内壁又は外壁）に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	5,000

備考

- 1 この表において「表示面積」とは、看板の表示部分の面積をいう。
- 2 使用料の算定の基礎となる面積、長さ等について、小数点第 3 位以下の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

様式第 1 号(第 4 条関係)

行政財産目的外使用許可申請書

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

印

電話番号

次のとおり行政財産の目的外使用の許可を受けたいので、和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則第 4 条の規定により申請します。

使用物件 (行政財産)	名称	
	所在地	
	種別	☐ 土地 ☐ 建物 ☐
	使用面積 又は数量	
使用期間		年 月 日から 年 月 日まで
使用目的		
使用 責任者	住所	
	氏名	
	電話	
添付書類		使用計画図面

様式第 2 号(第 5 条関係)

行政財産目的外使用許可書

年 月 日

様

和泉市長 印

次のとおり行政財産の使用について許可します。

申請日		許可番号	
申請者	住所		
	氏名		
許可物件	名称及び種別 ☐ 土地 ☐ 建物 ☐		
	所在地		
	使用面積又は数量		
使用目的			
使用料			
使用料納入 期限			
許可期間			
許可条件及び 図面			
物件の所管課			

様式第 3 号(第 11 条関係)

行政財産目的外使用料減額・免除申請書

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

印

電話番号

使用料の減額又は免除を受けたいので、和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則第 11 条の規定により次のとおり申請します。

使用物件	名称	
	所在地	
	種別	☐ 土地 ☐ 建物 ☐
	使用面積又は数量	
使用目的		
使用料の減額又は免除の申請理由		

様式第 4 号(第 13 条関係)

行政財産目的外使用許可変更届

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

印

電話番号

年 月 日付け 第 号の使用許可に係る申請内容に変更があったので、和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則第 13 条第 1 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 使用物件の表示

2 以前許可を受けた内容
別紙のとおり

3 変更の理由

4 変更する内容

(1) 住所又は所在地

(2) 氏名又は名称

変更前	変更後

5 添付書類

許可を受けた許可書の写し、その他必要な書類

様式第 5 号(第 13 条関係)

行政財産目的外使用許可変更申請書

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

印

電話番号

年 月 日付け 第 号の使用許可に係る申請内容に変更があったので、和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則第 13 条第 2 項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 使用物件の表示

2 以前許可を受けた内容
別紙のとおり

3 変更許可を受けようとする理由

4 変更許可を受けようとする内容

5 添付書類
許可を受けた許可書の写し、その他必要な書類

様式第 6 号(第 13 条関係)

行政財産目的外使用変更許可書

年 月 日

様

和泉市長 印

次のとおり行政財産の使用の変更について許可します。

なお、下記により変更を許可する内容以外は、以前許可した内容を適用する。

変更申請日	
申請者	住所
	氏名
変更を許可する内容	
変更を許可する条件	
備 考	

資料 15（和泉市行政財産使用料徴収条例の施行に関する和泉市教育委員会規則）

和泉市行政財産使用料徴収条例の施行に関する和泉市教育委員会規則（平成 24 年 3 月 26 日教委規則第 1 号）

和泉市教育委員会が管理する行政財産に関する和泉市行政財産使用料徴収条例（昭和 42 年和泉市条例第 7 号）の施行については、市長が管理する行政財産の例による。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。